

国立大学法人大阪大学特例教職員の給与及び退職手当の特例に関する規程

(目的等)

- 第1条 この規程は、次項で定める特例教職員について、国立大学法人大阪大学教職員給与規程（以下「給与規程」という。）、国立大学法人大阪大学任期付教職員給与規程（以下「任期付給与規程」という。）、国立大学法人大阪大学教職員退職手当規程及び国立大学法人大阪大学任期付教職員退職手当規程（以下、併せて「退職手当規程」という。）の特例を定めることを目的とする。
- 2 この規程において「特例教職員」とは、国立大学法人大阪大学（以下「大学」という。）に常時勤務する教員、事務職員、技術職員、技術職員（医療）、技術職員（看護）及び免許取得前職員（技術職員（医療）又は技術職員（看護）の職務従事に必要な免許取得前に雇用された者をいう。以下同じ。）のうち、退職手当に代えて特別賞与の支給を受ける者をいう。

(退職手当の不支給等)

- 第2条 特例教職員に対しては、退職手当規程を適用しない。
- 2 特例教職員は、退職手当規程の適用を受ける教職員に移行することができないものとする。ただし、大学が特に必要と認めた者については、この限りでない。

(特別賞与の支給)

- 第3条 特例教職員に対しては、賞与の支給期ごとに、当該教職員に適用される基本給表、職務の級に応じ、別表に掲げる額（同表に特別賞与の額を規定している職務の級を上回る級については、その都度定める額）の特別賞与を支給する。ただし、次の各号のいずれかに該当する者については、特例教職員としての勤続月数に応じて、これを減額又は増額して支給する。
- (1) 当期の賞与支給に係る基準日の属する月（6月又は12月）から起算してそれ以前の6か月間における勤続月数が6か月に満たない者又は当該期間中に退職した者
- (2) 一期前の賞与支給に係る基準日の属する月に採用等された者（採用等された日が当該基準日の翌日（6月2日又は12月2日）以降のものに限る。）
- 2 前項ただし書第1号後段の退職者に対しては、同項本文の規定にかかわらず、退職後1か月以内に特別賞与を支給する。
- 3 前2項に定めるほか、特別賞与の支給については、給与規程第20条第2項及び第3項並びに任期付給与規程第19条第2項及び第3項の規定を準用する。この場合において、各第2項第3号中「基準日から支給日までの間に、就業規則」とあるのは「就業規則」と読み替えるものとする。
- 4 特別賞与の額は、国家公務員等の給与及び退職手当の改定状況のほか、大学の財務状況等を勘案し、これを改定するものとする。

別表（第3条第1項関係）

基本給表	職務の級	特別賞与の額
一般職基本給表（一）	1級	79,000円
	2級	92,000円
	3級	109,000円
教育職基本給表（一）	2級	122,000円
	3級	148,000円
	4級	166,000円
	5級	201,000円
医療職基本給表（A）	1級	79,000円
	2級	92,000円
	3級	105,000円
医療職基本給表（B）	1級	101,000円
	2級	109,000円
	3級	114,000円

注1 免許取得前職員については、医療職基本給表（A）適用者又は医療職基本給表（B）適用者であるものとみなして、この表を適用する。

注2 各特別賞与支給対象期間中に昇格又は降格した者については、各級の在職期間に応じて按分した金額を支給する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則
(施行期日)

- 1 この改正は、平成25年1月1日から施行する。
(特別賞与額に関する経過措置)
- 2 第3条第1項の規定にかかわらず、同項中「別表に掲げる額」とあるのは、平成26年6月30日までの間は「暫定別表に掲げる額」と読み替えて、これを適用するものとする。

暫定別表

基本給表	職務の級	特別賞与の額
一般職基本給表（一）	1級	90,000円
	2級	105,000円
	3級	125,000円
教育職基本給表（一）	2級	140,000円
	3級	170,000円
	4級	190,000円
	5級	230,000円
医療職基本給表（A）	1級	90,000円
	2級	105,000円
	3級	120,000円
医療職基本給表（B）	1級	115,000円
	2級	125,000円
	3級	130,000円